



No. 32092-4

計 量 証 明 書

倶知安町長 西江 栄二 殿

平成29年9月5日

計量証明事業登録 北海道第608号
北海道第705号
北海道第801号

〒065-0016

札幌市東区北16条東19丁目1番14号

日本データサービス株式会社

代表取締役 石原知樹 (印)

TEL 011(780) 1111 (代表)

札幌市東区北16条東19丁目1番16号

環境計量士氏名

第 3083 号 松 崎 陽 (印)

TEL 011(780) 1114 (直通)

このたび、ご依頼をいただきました
試料について、下記のとおり計量の結
果を証明いたします。

記

計量の対象	計量の方法	計量の結果
放流水 他中のカドミウム他	別紙1 (No. 32092-4a) に 記載のとおり。	別紙2 (No. 32092-4b) に 記載のとおり。
受 付 日 ; 平成29年8月8日 試 料 採 取 日 ; 平成29年8月8日 試 料 採 取 場 所 ; 倶知安町清掃センター 試 料 採 取 者 ; 日本データサービス株式会社 以 上		

表 計量の対象及び計量の方法

計量の対象	計量の方法	備考 (定量下限値)
カドミウム	JIS K 0102の 55. 3	0. 01 mg/L
鉛	JIS K 0102の 54. 3	0. 01 mg/L
総水銀	S46環境庁告示第59号 ^{注2)} 付表1	0. 0005 mg/L
シアン	JIS K 0102の 38. 1. 2及び38. 3	0. 1 mg/L
ひ素	JIS K 0102の 61. 2	0. 01 mg/L
六価クロム	JIS K 0102の 65. 2. 1	0. 05 mg/L
有機リン	S49環境庁告示第64号 ^{注3)} 付表1	0. 1 mg/L
アルキル水銀	S46環境庁告示第59号 ^{注2)} 付表2	0. 0005 mg/L
PCB	S46環境庁告示第59号 ^{注2)} 付表3	0. 0005 mg/L
トリクロロエチレン	JIS K 0125の 5. 1	0. 01 mg/L
テトラクロロエチレン	JIS K 0125の 5. 1	0. 01 mg/L
全窒素	JIS K 0102の 45. 2	0. 5 mg/L
硝酸性窒素	JIS K 0102の 43. 2. 5	0. 5 mg/L
亜硝酸性窒素	JIS K 0102の 43. 1. 1	0. 05 mg/L
アンモニア性窒素	JIS K 0102の 44. 3	0. 5 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ^{注1)}	計算による。	—
n-ヘキサン抽出物質(動植物油)	S49環境庁告示第64号 ^{注3)} 付表4	1 mg/L
n-ヘキサン抽出物質(鉱物油)		1 mg/L
フェノール類	JIS K 0102の 28. 1	0. 5 mg/L
銅	JIS K 0102の 52. 4	0. 3 mg/L
亜鉛	JIS K 0102の 53. 3	0. 2 mg/L
溶解性鉄	JIS K 0102の 3. 2及び57. 4	1 mg/L
溶解性マンガン	JIS K 0102の 3. 2及び56. 4	1 mg/L
総クロム	JIS K 0102の 65. 1. 4	0. 2 mg/L
ふっ素	JIS K 0102の 34. 1	0. 8 mg/L
一般細菌 ^{注1)}	JIS K 0101の 63. 2	—
溶存酸素(DO)	JIS K 0102の 32. 1	0. 5 mg/L
全リン	JIS K 0102の 46. 3. 1	0. 05 mg/L
ジクロロメタン	JIS K 0125の 5. 1	0. 02 mg/L
四塩化炭素	JIS K 0125の 5. 1	0. 002 mg/L
1, 2-ジクロロエタン	JIS K 0125の 5. 1	0. 004 mg/L
1, 1-ジクロロエチレン	JIS K 0125の 5. 1	0. 1 mg/L
シス-1, 2-ジクロロエチレン	JIS K 0125の 5. 1	0. 04 mg/L
1, 1, 1-トリクロロエタン	JIS K 0125の 5. 1	0. 3 mg/L
1, 1, 2-トリクロロエタン	JIS K 0125の 5. 1	0. 006 mg/L
1, 3-ジクロロプロペン	JIS K 0125の 5. 1	0. 002 mg/L
ベンゼン	JIS K 0125の 5. 1	0. 01 mg/L
チウラム	S46環境庁告示第59号 ^{注2)} 付表4	0. 006 mg/L
シマジン	S46環境庁告示第59号 ^{注2)} 付表5	0. 003 mg/L
チオベンカルブ	S46環境庁告示第59号 ^{注2)} 付表5	0. 02 mg/L
セレン	JIS K 0102の 67. 2	0. 01 mg/L
ほう素	JIS K 0102の 47. 3	0. 02 mg/L
1, 4-ジオキサン	S46環境庁告示第59号 ^{注2)} 付表7	0. 05 mg/L
ダイオキシン	JIS K 0312	—

注1) 計量法第107条の対象外項目。

注2) 「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号、最終改正;平成28年3月30日 環境省告示第37号)

注3) 「環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」

(昭和49年9月30日 環境庁告示第64号、最終改正;平成26年3月20日 環境省告示第41号)

表 計量の結果及び基準値

計量の対象	単位	計量の結果		参考 (基準値 ^{注3)})
		流入水	放流水	
採水年月日	—	8月8日	8月8日	—
採水時刻	—	13:25	13:18	—
天候	—	晴	晴	—
水温	℃	12.1	13.5	—
透視度	度	30 以上	30 以上	—
外観	—	無色	無色	—
臭気	—	無臭	塩素臭	—
カドミウム	mg/L	—	0.01 未満	0.03 以下
鉛	mg/L	—	0.01 未満	0.1 以下
総水銀	mg/L	—	0.0005 未満	0.005 以下
シアン	mg/L	—	0.1 未満	1 以下
ヒ素	mg/L	—	0.01 未満	0.1 以下
六価クロム	mg/L	—	0.05 未満	0.5 以下
有機リン	mg/L	—	0.1 未満	1 以下
アルキル水銀	mg/L	—	0.0005 未満	検出しないこと。
PCB	mg/L	—	0.0005 未満	0.003 以下
トリクロロエチレン	mg/L	—	0.01 未満	0.1 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—	0.01 未満	0.1 以下
全窒素	mg/L	1.4	1.6	120 以下
硝酸性窒素	mg/L	1.3	1.3	—
亜硝酸性窒素	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	—
アンモニア性窒素	mg/L	0.5 未満	0.5 未満	—
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ^{注1)}	mg/L	1.3	1.3	200 以下
n-ヘキサン抽出物質(動植物油)	mg/L	1 未満	1 未満	30 以下
n-ヘキサン抽出物質(鉱物油)	mg/L	1 未満	1 未満	5 以下
フェノール類	mg/L	0.5 未満	0.5 未満	5 以下
銅	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	3 以下
亜鉛	mg/L	0.2 未満	0.2 未満	2 以下
溶解性鉄	mg/L	1 未満	1 未満	10 以下
溶解性マンガン	mg/L	1 未満	1 未満	10 以下
総クロム	mg/L	0.2 未満	0.2 未満	2 以下
ふっ素	mg/L	0.8 未満	0.8 未満	15 以下
一般細菌 ^{注1)}	個/mL	11	10	—
溶存酸素(DO)	mg/L	11.2	10.8	—
全リン	mg/L	—	0.05 未満	16 以下
ジクロロメタン	mg/L	—	0.02 未満	0.2 以下
四塩化炭素	mg/L	—	0.002 未満	0.02 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	0.004 未満	0.04 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	0.1 未満	1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	0.04 未満	0.4 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	0.3 未満	3 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	0.006 未満	0.06 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	0.002 未満	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	—	0.01 未満	0.1 以下
チウラム	mg/L	—	0.006 未満	0.06 以下
シマジン	mg/L	—	0.003 未満	0.03 以下
チオベンカルブ	mg/L	—	0.02 未満	0.2 以下
セレン	mg/L	—	0.01 未満	0.1 以下
ほう素	mg/L	—	0.04	50 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	0.05 未満	0.5 以下
ダイオキシン類 ^{注2)}	pg-TEQ/L	—	0.0081	—

注1) 計量法第107条の対象外項目。

注2) 株式会社環境総合リサーチ発行の計量証明書(発行番号: W-170800089)より引用。

注3) 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」別表第1

(昭和52年3月14日 総務省・厚生省令第1号、最終改正:平成29年6月9日 環境省令第12号)